

○安来市都市計画審議会条例

平成17年3月23日

条例第15号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、安来市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以上17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員

3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは島根県の職員又は安来市の住民のうちから、委員を任命することができる。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。